

〔論文〕

「区有文書」からみた第一次世界大戦前後の耕地の生活（財政）について —長野県安曇野市真々部区を中心に—

黒崎 八洲次良

キーワード：耕地、生活（財政）、第一次世界大戦

はじめに

今日の真々部区は、近世に松本藩成相組真々部村であり、明治6年筑摩県南第十大区二小区信濃国安曇郡真々部村となった。この二小区は飯田、小海渡、熊倉、中曽根および真々部の五か村からなり、同7年10月22日付の県の合併命令により高家村となった。以後諸村は耕地と称しており、高家村が一大字であり、各耕地が公的には大字をとえなかった。さらに、真々部耕地は町通、殿村、上真々部、中村、田中などの諸集落から構成されており、のちに梓橋町が加わるが、これらも公的に小字を称したことがなかった。これまでの拙稿は不用意に耕地を大字とし、諸集落を小字としてきた。そのことを補正しておきたい。⁽¹⁾

第一次世界大戦前後に真々部耕地はいくつかの大きな課題をかかえていた。まず、明治42年に耕地内の無格社以上の神社を村社諏訪社八幡社合殿へ統合し、その財政を単年度の予算決算方式に整え、基本財産を設定することである。

つぎに、明治6年7月に設立された小学区番号一八五の真受学校、同7年真々部学校から諸制度改正をへて同25年真々部尋常小学校となり、同31年高家村内の他

KUROSAKI, Yasujiro 元本学社会学部教授、信州大学名誉教授

の二校と合併して高家尋常小学校、同37年真々部仮教場を廃止し、本校である高家尋常高等小学校に編入される過程がある。

第三に、梓川の河成段丘下の巾下の開発である。一つは県道新糸魚川街道の開通によって形成する梓橋町とその展開へ、耕地がいかに対応するかである。これは信濃鉄道の開通と梓橋駅の設置によって市街化がすすみ、非農家を多く含む集落である。そこには生活用水の確保と洪水防御という緊急課題が生まれる。

つぎに、部落の共有財産の巾下の開発である。開墾して水田化をすすめると、既存の諸堰の用水の再配分という課題を生む。他方、梓川は生活・灌漑の水源という恵みであるとともに、洪水という災害をもたらす。巾下はその氾濫原であるから、水利と水防の両面の課題が生まれた。とくに水防の面には梓橋町の新住民の参加をうながすこととなる。具体的には水防の耕地連合である五箇組合へいかに参加させるかである。⁽²⁾

さらに町村制施行後、とくにこの期には行政の指導のもとに諸農家が納税組合、農家小組合、養蚕組合、米作改良組合などへ参加し組織されているが、それぞれの組織が、従来の耕地（むら）、同姓（同族）、庚申仲間、近隣組などの近隣組織と、相互に影響しつつ展開することになる。これによって生まれた問題をいかに処理するかである。⁽³⁾

以上に掲げた課題のほかに、なお、いくつかの課題がみられたであろう。そのような状況のもとで、耕地がいかに生活（財政）を営んできたのか。それを「区有文書」を通じて観察することが、本稿の意図するところである。⁽⁴⁾

1. 「決算帳」について

閲覧可能な明治44年度から大正10年度までの「決算帳」をとりあげる。すでに述べたように、真々部耕地は年度の1月から6月までを前半期、7月から12月までを後半期とし、耕地の事業と費用を各費目に仕分けし賦課総額を確かめる。その総額を賦課実総額という。これを関係各戸に賦課し、前半期には8月、後半期には翌年1月に徴収する。表1は明治44年度から大正9年度までの閲覧可能な「決算報告書」によって作成した。

表1 真々部耕地の決算報告 明治44～大正9年度

	各年度 決算報告書による 単位：円					
	明治44	大正4	大正5	大正7	大正8	大正9
賦課総額	1301.92	1391.68	1602.73	3112.89	2923.83	3623.73
地租割	414.74	428.82	422.82	635.83	977.25	1020.93
祭典戸数割	50.06	94.82	155.02	185.93	294.78	414.91
通常戸数割	12.60	60.75	15.88	31.23	130.64	138.56
真鳥羽堰呑面割		4.70	6.70	13.40	13.40	13.40
中萱堰呑面割		14.20	14.20	28.00	28.00	28.00
墓地管理人給		1.50	1.50	1.50	1.50	1.50
協議費	477.40	604.79	616.12	895.89	1445.59	1617.30
中萱堰割	447.20	434.18	410.05	1251.09	729.61	959.15
真鳥羽堰割	322.54	335.11	555.77	962.38	739.55	1020.04
勘左衛門堰割	7.38					
庄野堰割	4.50	4.50	2.54	4.25	9.20	27.27
水利費	781.62	773.79	968.36	2217.72	1478.36	2006.96
五箇組合費割	42.85	8.83	15.21			
巾下面割		2.48	3.04			
水防費	42.85	11.31	18.25			
実収総額	1409.38	1393.15	1602.69	3114.76	2928.79	3623.76
差引	7.46	1.47	-0.04	1.88	4.87	7.11
外二	20.69		0.03			73.14

これは年度初めに予算をさだめ、前半期と後半期の期末に決算するというものではない。半期ごとに事業に要した費用を集計して総額を確かめ、これを徴収した結果を示したものである。

さて、地租割から墓地管理人給までをまとめて協議費、四か堰の割を同様に水利費、五箇組合費割と巾下面割をまとめて水防費としてみた。後に触れるが、祭典は祭典戸数割のみが充てられたのではなく、同様に水防費も五箇組合費割と巾下面割だけが充てられていたのではない。さらに真鳥羽堰と中萱堰の両堰の呑面割は各居住戸の生活用水の利用権であるから、水利権と見てよいかもしれない。なお、ここで面割とは関係諸戸への均等割である。

賦課総額は明治44年度（1911）の1301円から大正9年度（1920）の3623円へと推移する。明治44年のそれを100とすれば大正9年は257.1となる。そして大正7年から9年度の指数はいずれも200を超えている。賦課総額はおもに協議費および水利費からなり、これに水防費が加わる。まず、協議費は明治44年の477円から大正9年の1617円に推移し、明治44年を100とすれば大正9年は338.7となる。他方、

水利費は大正4年の773円から同7年の2217円を推移し、明治44年の781円を100とすれば大正7年のそれは283.7となり、同9年のそれは256.6となる。協議費は年度順に増額しているが、水利費の増減は用水堰の維持管理や改修などの事業との関連するのであろう。水防費は明治44年の42円から大正4年の11円となり、同5年度以降には賦課されていない。

協議費は大正7年には賦課総額の28.8%をしめ同8年には49.4%をしめている。他方、水利費は同8年には50.6%をしめ、同7年には71.2%をしめている。このように水利費は耕地の財政上もっとも大きな割合をしめているが、協議費が同8年に49.2%、同9年に44.6%を占めていることに注意しておく。

協議費は地租割、祭典戸数割、通常戸数割、真鳥羽堰呑面割、中萱堰呑面割および墓地管理人給からなる。その主なものが地租割で明治44年の414円から大正9年の1020円と推移し、明治44年を100とすれば大正9年の246となる。さらに賦課総額にしめる割合がもっとも小さいのが大正7年の20.4%、もっとも大きいのが同8年の33.4%である。なお、地租割は真々部地籍の土地所有者に課せられるから、ここに耕地外の所有者の相当額がふくまれている。これにつぐものは祭典戸数割で明治44年の50円から増額しつつけて大正9年の414円、明治44年を100とすれば大正9年は824となり、賦課総額にしめる割合も3.8%から11.4%にいたっている。

さて、諸用水堰は真々部耕地のみで完結するものではなく、数か耕地が構成する組合によって運営されていた。同様に五箇組合も梓川左岸の高家村を構成する五か耕地によって運営されてきた。前稿にない水利費と水防費を割愛して、協議費を中心に耕地の生活（財政）を観ることにする。

2. 「収入原簿」の賦課項目、賦課戸数および賦課金額について

明治44年度から大正9年度の期間の閲覧可能な「収入原簿」を通じて耕地の生活（財政）を観る。そこには耕地内外の各納入者（戸）の賦課項目ごとの賦課額と控除額（内容）および納入額（差引）が記載されている。このうち、協議費および水防費について賦課項目を示し、水利費は一括しておく（表2）。

表2 耕地費賦課項目と賦課戸数 明治44～大正9年度

耕地	明治44年	大正2年	3年	4年	6年	7年	9年	10年
戸数割	210	209	208	214	247	245	218	244
呑面割	209	208	208	214	247	245	219	244
墓地管理人給	154	159	158	158	157	160	154	161
地租割	143	145	143	146	150	146	161	155
協議費	213	214	212	221	253	252	237	257
水利費	127	128	127	130	127	129	131	128
巾下地価割	75	77	78	75	78			
巾下面割	117	114	119	122	143			
水防費	117	114	119	122	143			
耕地費	213	214	213	221	254	252	237	257
入寄留	43	46	54	57	23	15	10	8
入作								
地租割	39	33	40	39	42	44	36	44
水利費	35	32	39	30	31	33	29	33
巾下地価割	24	20	24	21	27			

各年度の「収入原簿」による。なお、大正2年度は後半期、他は前半期である。

「決算帳」と「収入原簿」では賦課項目がいくつかのちがいがあ。前者では祭典戸数割と通常戸数割とあるのを後者では一括して戸数割、真鳥羽堰呑面割と中萱堰呑面割とあるのが同様に一括して呑面割とする。なお、ここでの協議費は戸数割、呑面割、墓地管理人給および地租割のいずれかを賦課された戸数をしめすが、重複はない。巾下地価割と巾下面割をあげたのは、巾下面割を賦課されたもののなかに巾下地価割を賦課されなかったものが相当数あるからである。さらに入寄留とは、協議費を賦課されたもののなかに、「収入原簿」の末尾にあげられ、耕地内の各集落への帰属があきらかでないものを示す。

戸数割は耕地の公民権を有する戸に賦課され、呑面割は耕地で生活用水を必要とする戸に賦課されるとすれば、このそれぞれを賦課される戸が耕地の構成員であり、現住戸とみなされる。戸数割は大正3年の208戸から同6年の247戸の間を推移し、呑面割もほぼ同じように推移する。ともに同6年の247戸が最多であるが、この期間に30戸前後の増減がある。この戸数の増加は同4年1月に信濃鉄道（現JR大糸線）が豊科まで開通して梓橋駅が設置され、駅前市街が形成されたことによるであろう。

墓地管理人給は耕地内に墓地をもつ154戸から161戸に賦課されるので、現住戸のうちの50戸から90戸が耕地内に墓地をもたないことになる。地租割は耕地地籍に有租地をもつ143戸から161戸に賦課されるから、有租地をもたないものが57戸から97戸があったことになる。

戸数割から地租割までの4か項目のいずれかを賦課されたものを協議費賦課戸とみれば、そのなかに戸数割を賦課されないものが3戸から19戸あり、地租割を賦課されるもののなかに水利費を賦課されないもの、すなわち水田を有しないものが16戸から30戸あったことになる。

巾下地価割と巾下面割である。両者ともに同6年まで記録される。この間、巾下地価割は75戸から78戸が賦課され、他方、巾下面割は114戸から143戸が賦課されている。したがって巾下面割賦課戸のなかに巾下に地価（土地）を有していないものが41戸から65戸あったことになる。

さらに入寄留である。繰り返すが、それらは耕地内の各集落への帰属が明らかでないものを示す。それら同3年の54戸と同4年の57戸を最多とし、同6年以後激減して同10年には8戸となっている。

なお、入作は耕地外の地租割賦課戸であり、この間33戸から44戸を推移し、水利費賦課戸が29戸から39戸を推移する。ここでも同4年以降の水田をもたないものが7戸から11戸あることになる。

表3は、「収納原簿」の前半期と後半期が整った年度の賦課項目と賦課額を示す。協議費は277円余から1148円余、水利費は519円余から2141円余、水防費は10円余から46円余と、それぞれ推移し、総額（耕地費）は988円余から3836円余の間を推移している。協議費が総額（耕地費）の28.0%から57.0%を推移した。水利費が41.9%から70.9%の間を推移し、同6年度に協議費を下回ったことをのぞけば、他の年度では総額の過半を占めている。さらに、総額の推移をみると、明治44年度を100とすれば大正8年と同9年がそれを上回って184.1と289.7、下回るのが同3年と同6年で74.6と93.6である。

表3 耕地費賦課項目と賦課額（銭）

	明治44年	大正3年	6年	7年	9年
戸数割	6476.2	3673.55	17736.1	20474.3	50141.9
呑水面割	1254.0	2080.0	2450.0	4890.0	4400.0
墓地管理人給	154.5	157.5	159.5	165.0	155.0
地租割	39663.7	21802.0	50255.8	78488.9	114815.4
協議費	47548.4	27713.1	70601.4	104018.2	169512.3
水利費	81398.4	70117.5	51912.2	139817.7	214126.2
水防費	4613.1	1003.0	1404.2		
総額（耕地費）	133559.9	98833.5	123917.7	243835.9	383638.5
同上 構成比					
戸数割	4.8	3.7	14.3	8.4	13.1
呑水面割	0.9	2.1	2.0	2.0	1.1
墓地管理人給	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0
地租割	29.7	22.1	40.6	32.2	29.9
協議費	35.6	28.0	57.0	42.7	44.2
水利費	60.9	70.9	41.9	57.3	55.8
水防費	3.5	1.0	1.1		
総額（耕地費）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
耕地費指数	100.0	74.0	92.8	182.6	287.2

「収入原簿」による。賦課額は厘未満は四捨五入し、各年度の前半期と後半期の合算による。

閲覧可能な年度の協議費について前半期と後半期をわけてみる（表4）。墓地管理人給は1戸0.5銭であり、77銭から85銭の間を推移し、増減の範囲がせまい。呑水面割は1戸3.0銭であり、戸数の増減に比例して6円27銭から24円50銭の間を推移し、大正3年後半期には戸数割をこえることもあった。なお、呑水面割と墓地管理人給とは使途が特定されているものである。

戸数割は同3年後半期の97銭75をのぞくと、16円余から316円余の間を推移し、地租割も同3年後半期の68円余をのぞけば115円余から443円余の間を推移する。協議費も同3年後半期の80円余をのぞけば、143円余から724円の間を推移し、とくに同7年以降は346円余から724円余へと増加している。なお、両者を合わせると、同3年後半期をのぞけば、協議費の90%を超えており、この両者が協議費の根幹をなすことになる。

戸数割は同3年後半期をのぞけば、協議費の17.1%から43.7%の間を推移し、地租割は53.2%から85.0%の間を推移する。とくに、同6年後半期、同7年後半期お

よび同9年後半期には、地租割の比率が60%未満であった。

表4 協議費の賦課項目と賦課額（銭） 明治44年～大正9年

	墓地管理					計を100とする比率%	
	戸数割	呑水面割	人給	地租割	計	戸数割	地租割
明治44年前	3547.5	627.0	77.0	16078.9	20330.4	17.9	81.3
後	2928.7	627.0	77.5	14095.5	17728.7	17.1	82.1
大正2年後	1667.6	1040.0	79.5	11578.1	14365.2	11.6	80.6
3年 前	3577.8	1040.0	79.0	10900.0	15596.8	22.9	69.9
後	97.75	1040.0	78.5	6877.2	8093.5	1.2	85.0
4年 前	6973.4	1070.0	79.0	17590.0	25712.4	27.1	68.4
6年 前	7697.8	1235.0	78.5	18445.5	27456.8	28.0	67.2
後	10038.3	1215.0	81.0	16607.9	27942.2	35.9	59.4
7年 前	6198.8	2450.0	80.0	25882.3	34611.1	17.9	74.8
後	14275.5	2440.0	85.0	34760.8	51561.3	34.3	59.6
9年 前	18497.3	2170.0	77.0	44316.4	65060.7	28.4	68.1
後	31644.6	2230.0	78.0	38533.6	72486.2	43.7	53.2

「収入原簿」による。前半期は前、後半期は後と略した。

3. 明治44年度の耕地の生活（財政）について

部落有財産整理 真々部耕地の部落有財産の整理は明治44年に始まり大正8年2月に完了したかにみえる。「明治四十四年一月根基 部落有財産整理事績 部落有財産台帳 公有林野管理方針 高家村」によれば、真々部耕地は明治44年1月現在に表5に要約される共有財産をもっていたようである。

土地については、殿村および西原の原野は道祖神敷地であり、慣例上処分不可能とした。巾下の一部である長尾道下の2筆は梓川の河川敷であるが、その地番5242ノ2が大正3年3月30日付で官有地となった。同5242ノ1は39筆に分割され、20名に売却された。ここに信濃鉄道があり、1筆20歩を買入れている。入会林野については大正8年2月10日付で関係町村および耕地との間に「協定書」がかわされ、高家村諸耕地惣代はこれに署名捺印した。立会人は高家村助役および長野県技手2名であった。

表5 真々部耕地の共有財産およびその他 明治44年1月

土地の部 字	地番	地目	反 別 畝歩	管理	事由
1 殿村	5817, 口	原野		2 不毛地	道祖神敷地
2 西原	6276ノ2	同上		3 不毛地	同上
3 長尾道下	5242ノ1	畑	468	4 梓川川敷地ニ付一部原野ノ状態ニ付不毛地	
4 長尾道下	5242ノ2	畑荒	424	23 不毛地	梓川川敷地

建物の部

家屋 地番
殿村 5814ノ1 日本形平家造 但桁行5間梁間5間 27坪
明治35年3月10日価格60円 真々部集会所用

入会林野調

小倉山 5か所 18町5反 内156町6反5畝1歩 小倉、温、三田、明盛、高家ノ一部共有
内北沢2か所361町8反5畝13歩 小倉、温、明盛ノ各一部共有

「明治四十四年一月根基 部落有財産整理実績 部落有財産台帳 公有林野管理方針 高家村」による。

総地租割 明治44年度前半期の総地租割の収納額は表4が示すように160円78銭9厘で協議費の81.3%にあたる。「明治四十四年度前半期 総地租賦課帳」は、まず、3名の惣代給料六分18円、同実費24円、小使給六分ノ内八分15円84銭、小使報酬4円などがある。うち同実費とは惣代の旅費日当にあたるものである。つぎに「二月十七日総集会ノ節酒肴代」3円93銭5厘、惣代引継ぎノ節入費1円50銭などの会議費の6筆計15円48銭。第三に「土地名寄帳并地価調整費」25円、「土地調査委員出張ノ節費用六日分ノべ」11円25銭4厘、同上ニ付傳馬五日間1円50銭、開墾調査費用1円50銭などと総地租賦課のための主要事務費。五箇組合費割受高ノ四分五厘30円19銭7厘は巾下水防費の真々部耕地分。祭典費四分18円36銭2厘は祭典費の主な部分を総地租割によって支えていることを示す。事項数が最も多いのは耕地内の里道と橋脚の維持補修の12筆計12円18銭。耕地内の丸山店、宮瀬店および松本にて購入した事務用その他の用品費17円08銭3厘。兵士出発関係の2円71銭。以上が主なものである。

「取替金百円四か月利子」6円65銭、「四十三年度後半期予算ノ不足」1円63銭6厘、「明治四十二年同四十三年後半期迄ノ不納者〇〇ノ外十一人分」2円56銭3厘などが注意される。取替金は立替金であり、利子が年2割弱であること、予算という術語が登場したこと、不納者が記録されたことがある。

さて、以上の総計が215円48銭9厘とある。これから他町村（耕地外）の地租へ10円、四十三年後半期過剰金の8円75銭8厘を差引いた193円73銭8厘が総賦課額となる。耕地総地租金が2846円38銭5厘であるから、地租1円につき金6銭8厘1毛となる。他町村への賦課は、地租割の内10円と祭典費割の内15円、計25円が賦課総額となり、この総地租金の515円14銭であるから、地租1円につき金4銭8厘5毛となり、それに一般割の金6銭8厘1毛を加えると地租1円につき11銭6厘6毛となる。以上によって総賦課徴収額が218円92銭6厘となるから、18銭8厘が過剰金となる。

表6 戸数割の賦課額（銭）と賦課戸数 明治44年前半期

	通常戸数割のみ		通常+祭典戸数割		計
	半戸	本戸	半戸	本戸	
賦課額	3.9	9.85	9.8	19.6	
賦課戸数	10	2	40	158	210

「収納原簿」による。

関係簿書が未見であるので、収納原簿によって、賦課額と賦課戸数をみたのが表6である。通常戸数割のみは半戸10戸と本戸2戸の計12戸、通常戸数割と祭典戸数割の両者の賦課は半戸40戸と本戸158戸の計198戸となり、戸数割賦課戸数は210戸となる。後半期については関係簿書が未見である。

地租額階層別戸数 地租割は協議費の賦課項目の中で前半期の81.3%と後半期の82.1%をしめる（表4）。耕地地籍に土地を所有する諸戸が協議費のおもな担い手である。そこで地租割から地租額を推計してみた。宅地、田、畑、山林、原野などのそれぞれの地租率がことなるので、地租額からただちに土地所有規模を推計することは困難であるが、それを一応の手がかりとしてみる。入作とは真々部耕地外の諸戸が耕地地籍に土地を所有するものをしめす。この推計地租額は耕地地籍の課税対象土地についてであるから、各戸の地租額のすべてを示すものではない。繰り返すが一応の目安として観ることにする。

耕地の推定地租額1円未満の13戸のうちの10戸と1円以上10円未満の60戸のうちの6戸、計16戸は水利費が賦課されていない。10円未満の73戸と無賦課の70戸は、小作農あるいは非農家と思われる。10円以上の70戸はすべて水利費が賦課されて

いる。そして、貸付地主とみられる耕地の最高推定額の164円余と入作の173円余の合計が推定総地租額の10%強をしめている。

表7 推計地租額階層別戸数
明治44年度前半期

	耕地	入作	計
10銭未満	3		3
～ 1円	10	5	15
～ 5円	33	12	45
～ 7.5	17	4	21
～ 10	10	8	18
～ 20	27	4	31
～ 30	20	2	22
～ 40	7		7
～ 50	10	1	11
～ 60	3	1	4
～ 70	1		1
～ 80		1	1
～ 90	1		1
～ 170	1		1
～ 180		1	1
計	143	39	182
総地租額・銭	256482.7	59346.7	315829.4
同上平均	1733.0	1521.7	
最高	16424.4	17307.9	17307.9
最小	1.5	12.0	1.5
無賦課戸数	70		

「収納原簿」および「総地租賦課帳」により推計した。

4. 大正3年度の耕地の生活（財政）について

第一次世界大戦は大正3年（1914）7月に起こり同7年（1918）11月に休戦となった。この大戦は、日露戦争後の多くの問題をいかに処理、解決、さらに新たな方途を見出すべく地方改良運動への取り組みが行われた時期におこった。この状況において耕地がいかに生活（財政）を営んだか。まず、前半期と後半期の「戸数割賦課帳」からその歩みを観察することにする。

祭典費 前半期には神官給13円50銭、宮番給3円、つぎに会計検査の際実費1円73銭5、予算届作成費用65銭2や土地寄付登記関係の費用6筆、計5円13銭、祭典の

費用として大祭大祓供物六回分4円20銭、風祭りの酒代10円と同供物一式70銭などがある。以上にその他を合計すれば47円62銭1となり、戸数に6分、地租に4分で戸数割が28円57銭26となる。

後半期はどうか。神官給は前半期と同様13円50銭であるが、祭典雇神官謝礼五人分4円、送り迎え傳馬料30銭、宮番の給料、箒代、報酬の3筆、計5円がある。祭典の費用として共親社へ55円、燈籠と社切の修繕費3円55銭、舞台車中棒四本代11円96銭、祭典夜番手当20銭、夕祭供物一式2円97銭9、昼祭供物一式4円49銭9などは例祭の費用である。ついで前半期の大祭にあたる国祭供物四回分2円80銭、神嘗祭供物賄料一式4円、第一次世界大戦の宣戦報告祭につき雇神官の謝礼、同御神酒供物一式、同送迎傳馬料などの3筆、計4円15銭などがあり、その他を合計すれば130円82銭2となり、前半期の祭典費の2.74倍強である。

さて、明治42年の耕地内の無格社を村社諏訪神社へ統合してから基本財産の蓄積を進めてきた。そこで基本財産利子・債券利子・神田年貢料・宮大門下草料・神饌幣帛料などによる収入が99円92銭5となる。そして前半期祭典戸数割の過剰金と他町村入作よりの収入金の小計15円37銭7となる。総支出からこれらを差引と15円52銭1となり、戸数に6分、地租に4分で戸数割が9円31銭3となる。さらに入作者賦課の傳馬料15円があり、5円68銭7の過剰金となった。そこで祭典戸数割の賦課が不用となり、過剰金を通常戸数割にまわした。前半期の祭典費は177戸に賦課され、祭典戸数割16銭1と通常戸数割3銭4の計19銭5が本戸1戸分、半戸1戸分9銭75となる。

通常戸数割あるいは総戸数割 前半期には小使給料3円、衛生費5分2円50銭、同傳馬料60銭などで計6円10銭となり、これを183戸に割り1戸につき3銭4となる。後半期には小使給料3円、衛生費5分2円50銭、同傳馬料60銭、トラホーム検診の際三澤泉方席料50銭などで計6円60銭となるが、祭典戸数割よりの廻しにより91銭3を本戸数183に割る。1戸に付金5厘となる。

総地租割 前半期には、まず、耕地内の道普請や橋梁修理などの26筆、計24円51銭5、惣代引継費、初集会傳馬料、ランプ代、石油5合、帳簿検査の際の菓子代、土地台帳訂正費、その他の事務費などの7筆、計2円38銭、惣代給料36円、小使給料12円、傳馬料2円、買物18円16銭5などがある。ついで納税組合の件での村長出張につき酒肴代や税務職員出張8回などの接待費の計9円02銭があり、「非人迫ノ

枕木削り大工一人五分人夫一人賃」1円50銭となる。そしてこれらに祭典費地租割四分が加わり、総計139円74銭04であった。

以上から他町村地租への賦課10円と総地租割過剰金1円29銭5を差引くと128円44銭54が賦課されることになり、総地租2846円38銭5厘に割ると、地租1円につき金4銭5厘2毛となる。他町村地租賦課の分は25円を総地租金515円14銭に割ると地租1円につき金4銭8厘2毛が加算され、二口へ1円につき金9銭3厘7毛となる。

後半期には、まず、耕地内の道普請や橋梁修理などの34筆、計13円01銭、このなかに蝗取り止め用板、飲用水塵流しなどがある。ついで南京錠前四丁、炬燵側敷紙代、時計修理、畳二畳表替などの事務所維持費の1円91銭、3筆、計4円50銭の事務費、買物12円54銭5、取替金利息1円20銭などの管理運営費があり、分担金として祭典割と五箇組合費割の計8円80銭3がつづく。さらに土地調査官吏出張日数5日分の5円と「提灯行列」の際の費用8円34銭、惣代給料24円と小使給料・報酬12円が加わり、総計91円43銭1となる。

以上から前半期割過剰金と他町村地租への賦課10円を差引くと79円81銭6となり、総地租2846円38銭に割ると地租金1円につき金2銭8厘041強となる。他町村地租賦課の分は前半期と同様25円を総地租金515円14銭に割ると地租1円につき金4銭8厘が加算され、二口へ1円につき金7銭6厘041強となる。

5. 大正4年～5年度の耕地の生活（財政）について

大正4年1月、信濃鉄道（現、JR大糸線）が梓橋鉄橋の完成により北松本―豊科間が開通し、梓橋駅が設けられ、駅前由市街が展開した。さらに松本平一帯に電灯線が架設され、電灯が普及するのがこの頃である。

祭典費 大正4年度前半期に氏子惣代が改選され、3月3日引継、同月16日氏子集会、18日予算編成、27日氏子集会、そして4月11日氏子集会が続く。集会の諸費用は15円83銭5である。

集会は氏子惣代の改選と記念林の樹木植え込みに関すものであった。植え込みに板鋤一挺、万能一挺、檜苗1500本、囲い込みに柵用材と鉄針金3貫200匁が用意され、4月27日と5月3日の2回の植え込みがされた。この費用は26円89銭5厘である。

つぎに齋田経営であり、青年会が奉仕する。齋田用立札および田均三枚、4月20日種籾御祓い、齋田肥料石灰半俵・殺虫粉・大豆壺駄・縄壺把、齋田苗代田均と6月15日齋田田植の節の青年会の奉仕などの諸費用が6円12銭である。

以上のほかに慣例にしたがって行われる諸々の事務と施設の維持管理があり、前半期の祭典費は104円96銭5となる。このうち諸税納入が16葉・計3円01銭5、耕地内の丸山・手塚両店への支払い31円93銭、松本の店舗へ4円36銭、飯田耕地の飯野屋酒造へ7円70銭などがある。

前半期の祭典費104円96銭5から前氏子惣代よりの過剰金1円65銭を差引き、戸数6分と地租4分にわけると、戸数割分は62円97銭9となり、これを本戸数183に割ると、1戸に付祭典戸数割34銭41余、通常戸数割3銭4、2口㍻で1戸分37銭8厘と半戸分18銭9厘となる。

後半期には例祭と風祭りが耕地の主な祭りであるが、この年には大嘗祭が営まれた。例祭は共親社への祭典費、燈籠修繕費、学校生徒への賞与となる手帖代、補助神官への謝礼、その他などで84円44銭9となり、風祭りは供物代、酒代、傳馬料などの10円94銭9となる。ほかに齋田経営は41坪の年貢代、水見賃、青年会耕作奉仕、稲刈鎌とはせ木などの5円64銭がある。そして大嘗祭は酒5斗3升3合、蠟燭、学校生徒への賞与、燈籠一組新調、幣帛使ほかの折詰、供物その他などの38円83銭9などとなる。以上のほかに行われる諸々の事務と施設の維持管理があり、後半期の祭典費は188円50銭7となる。このうち耕地内の丸山店、手塚店、宮瀬店、杉徳などへの支払い27円25銭4となる。

後半期には諏訪神社基本財産その他より入る収入金が92円73銭7厘と他町村入作よりの収入金15円がある。祭典費からこれらを差引くと77円73銭7厘、戸数割分が46円64銭22となり、さらに入作者に賦課する傳馬料15円を差引くと31円64銭22となる。これを本戸数182戸に割ると1戸に付17銭4厘6、通常戸数割1戸分30銭を加えると、2口㍻本1戸分47銭4厘、半戸1戸に付23銭7厘となる。

通常戸数割 前半期には小使給料、衛生費および傳馬料で6円20銭、本戸数183で割ると1戸に付3銭4厘弱となる。後半期には小使給料、衛生費、トラホーム検診の際の席料などに、梓橋停車場への道路および駅の開場式の補助金の内4分の40円があり、総計54円55銭となる。これを本戸数182で割ると1戸に付30銭弱である。

総地租割 前半期の賦課帳をみると、まず、惣代給六分36円、小使給料六分のうち八分12円とある。この六分のうち八分とは、残りの二分が通常戸数割からの支出ということである。

23件の道普請・橋修理などの9円53銭、土地台帳訂正費などの17円31銭5があり、1月1日初集会、同3日再集会、同6日集会、同8日集会など年頭の諸集会などと3月2日耕地集会の26円96銭5がある。

1月5日の狂犬病予防のため長野県庁医師・郡役所吏員および警察署長出張のさいの諸費用2円83銭5、1月9日高家収入役税金取立の際の菓子代20銭、税務署出張日数五日分5円、土地統計書のための出役と美濃紙二帖の1円などがある。

さらに非人追ノ杭三本と削賃、門札代、辻杭埋替傳馬料などの1円03銭と青島陥落の際の諸費用7円、その他があり、ほかに祭典費の四分と五箇組合費割が加わり、総計204円64銭7厘となる。

以上から、他町村地価への10円と大正3年後半期の地租割過剰金16銭6を差引くと194円48銭1厘となり、これを総地租2736円22銭に割れば、地租1円につき金7銭1厘1毛弱となり、それを一般割という。他町村への賦課は地租割ノ内の10円と祭典費割へ入る分15円の計25円を他町村総地価502円93銭で割れば地租1円につき金4銭9厘8毛弱となり、これに一般割を加算して二口 $\times$ 12銭09毛となる。そして、他町村（入作）総地租は耕地総地租の18.4%弱であった。なお、後半期は文書が未見であるので割愛する。

大正5年度はどうか、

祭典費 前半期には御本殿屋根替工事の設計、請負などの諸費用106円03銭6、八幡社前石鳥居修繕費3円30銭、遥拝柱二本とその仕上げ、土盛と埋立などの1円10銭が主なもので、総計144円13銭2厘となり、同4年後半期の過剰金1円43銭1厘を差引くと142円07銭1厘、その戸数割分が85円62銭06となる。これを戸数183戸に割ると1戸に付祭典戸数割金46銭8厘、後述の1戸につき通常戸数割金4銭5厘を加算し二口 $\times$ 1戸分が金51銭3厘、同半戸分が金25銭6厘5毛となった。

後半期には例祭が営まれる。まず、共親社への祭典費及び酒代共と松飾代55円50銭、補助神官4人へ謝儀と送迎傳馬料、夜番、船及び幟用金物代、社切雨蓋修繕代、燈籠修理代、船修理用材木、船修理大工二日半、夕昼両度供物一式、夕昼両度賄料などの42円29銭5がある。つぎの風祭りは酒代10円75銭2、供物、杯損料、

傳馬料などの1円12銭である。この間に国祭三回の供物料2円10銭と立太子式に付き供物料78銭5厘があり、その他を合わせて計151円14銭2厘となる。さらに葺替工事費が別帳にあり、まとめて267円66銭8厘となるが、債券利子その他の基本財産収入93円66銭を差引くと174円8厘であり、戸数への賦課が118円12銭4厘4毛となる。これから入作者へ賦課する傳馬料15円を差引き、残103円12銭4厘4毛を本戸数183戸に割れば1戸に付金56銭4厘弱、後述の通常戸数割1戸に付金4銭2厘弱を加算し二口ㄨ金60銭6厘が一戸分、金30銭3厘が半戸分となる。

通常戸数割 前半期には小使給3円60銭、衛生費2円50銭、小倉村北沢山林組合への傳馬料1円50銭などで計8円38銭となり、同4年後半期の過剰金5銭を差引くと8円33銭となる。後半期には小使給2円40銭、衛生費2円50銭、トラホーム検診の際の諸費用2円05銭で計7円55銭となる。前述のように通常戸数割1戸に付、前半期が金4銭5厘、後半期に金4銭2厘弱となる。

総地租割 前半期には例年のように耕地内の道普請・橋修理などの31件14円23銭、さらに冬水樋堀替えの60銭などが耕地内の基盤整備費であろう。

つぎに野鼠駆除がある。薬剤24円をはじめとし10件、計46円41銭3厘となる。費用は、県吏員と郡技手の出張指導への対応その他を含むが、この作業は、そば1石7斗購入、その引賃、粉糠2斗、謝金、傳馬料、薬剤受け渡しなどの諸費用と立替利子を主なものとする。なお、注目すべきものは、1月12日の大地主集会の際の酒肴料97銭5で、大地主集会の記録はこれが初見であろう。

連絡のための傳馬は1月1日から9件、計2円07銭、惣代引継の2円30銭、土地調査費5円と台帳訂正費40銭、7月31日帳簿検査に4円62銭5、惣代給36円、小使給料と報酬の16円40銭、買物および利子37円74銭5などは耕地運営費とみられる。さらに祭典費の4分の57円08銭04がある。

以上が主なものであるが、その他を加えて計235円96銭3厘となり、他町村（入作）地租へ賦課10円と同4年後半期過剰金6銭3厘を差引くと残225円90銭となる。これを総地租2836円22銭で割ると、地租1円につき金8銭21弱となる。

他町村への賦課は地租のうち10円と祭典費への15円の計25円を他町村（入作）総地租金502円93銭で割れば地租金1円につき金4銭98弱となる。これに一般割の金8銭21を加えて二口ㄨ金13銭16である。

後半期にも例年のように耕地内の道普請・橋修理などの21件15円95銭、さらに

梓橋水道堰浚人夫酒肴料1円57銭5がある。梓橋駅の開業と市街の展開が水道設置を必要とし、生活用水確保のために4か所の給水所を備える簡易水道が設置され、梓橋の各戸は用水堰を直接利用しなくてもよくなったのである。

つぎに兵士の送迎への対応がある。送迎旗竹四本、傳馬、迎えの酒とするめ、迎えのための薪木、送りの酒とするめなどで、計10円35銭4である。

惣代給24円、小使給料と報酬11円60銭、取立の際の汽車賃、土地調査費、傳馬料、宮本紙と筆、土地台帳訂正費、割後の費用予算、帳簿検査などの16円81銭などがあり、祭典費の四分78円74銭96と五箇組合費割の6円24銭15が続く。

以上が主なもので、これにその他を加えて総計186円92銭01となる。これから他町村（入作）地租へ賦課10円と前半期の過剰金14銭2厘を差引くと176円77銭81となる。これを前半期より100円少ない総地租金2736円22銭で割ると、一般割は地租金1円につき金6銭464となる。他町村（入作）への賦課は、地租のうち10円と祭典費への15円の計25円を他町村（入作）総地租金502円93銭で割れば地租金1円につき金4銭98弱、これに一般割の金6銭46を加えて二口ㄞ金11銭44となる。

6. 大正6年度の耕地の生活（財政）について

この年度前半期の収納原簿の賦課戸主名の配列が上真々部のつぎに梓橋となり、中村、殿村、町通り、田中、入寄留と続き、以後、この配列が維持される。そして、戸数割と呑水面割の賦課戸数はともに247戸であり、大正期を通じて最多数となった。なお、入寄留が同4年前半期の57戸を最多とし、以後減少し同10年には8戸である。さらに巾下地価割と面割がこの年度以降には記録されていない（表2）。

祭典費 前半期には参道の原に大幟一組と大神宮前に一組の幟建杵を新調し、設計・請負の節の酒肴料をふくみ72円44銭5、共親社の土用干し2円、予算調整と現金出納簿・収支内済など3円34銭、諸税11葉2円87銭、社掌給料13円50銭、宮番給料3円、その他をあわせて計117円40銭となる。それから共親社よりの芝居寄付金過剰金22円32銭を差引くと95円03銭となり、戸数分がその6分の57円01銭8である。これを戸数183で割ると、祭典戸数割1戸につき金31銭2厘、後述の通常戸数割1戸につき金6銭1厘5毛の二口ㄞ金37銭4厘が1戸分、金18銭7厘が半戸分となる。

後半期には例祭を主とする祭典費共親社請負金87円をはじめとして幟修繕用天竺その他と職工賃及び茶菓子代5円14銭5、賽銭箱新調5円50銭、人形の頭5円55銭、船修繕用木材・竹・職工など3円89銭、燈籠修繕14円74銭、社切用角燈籠四個新調80銭、例祭の節供物料と賄費11円04銭6、補助神官四人謝儀4円、生徒賞与の手帖60冊代1円20銭、撃剣会補助5円などがある。ついで風祭り酒代その他の23円64銭8、神官給料13円50銭、宮番給料2円など、総計58件、244円31銭9厘となった。以上から諏訪神社基本金とその他よりの収入98円07銭を差引くと146円24銭9厘、戸数分がその6分の87円74銭94である。これから入作者に賦課する傳馬料15円を差引くと72円74銭94となる。これを戸数183で割ると、祭典戸数割は1戸に付金40銭、おなじく半戸金20銭で、後述の通常戸数割の1戸に付金9銭5厘、おなじく半戸金5銭を加えると、二口 $\times$ 1戸分金49銭5厘、おなじく半戸分金25銭となった。

通常戸数割 前半期には衛生費2円50銭、臨時種痘に関する諸経費4円10銭、小使給料6分の内2分の3円60銭などの計10円98銭から同5年後半期過剰金12銭3厘を差引いた10円85銭7厘となる。これを戸数183で割ると、1戸に付金6銭1厘5毛となる。

後半期には臨時トラホーム検診の際の諸経費4円10銭と軍服二着の内五分の7円とその他を加えて計17円98銭となる。これを本戸数190に割り、1戸に付金9銭5厘、おなじく半戸に付金4銭8厘となった。

地租割 前半期には惣代給料36円、小使給料と報酬16円40銭、1月5日初集会と3月10日総集会関係の5件19円35銭、土地調査と土地台帳訂正6円60銭、事務用品4件7円、帳簿検査6円55銭などの耕地事務費があり、つぎに野鼠駆除関係9件50円98銭5、6月3日と同月8日の小稗抜き取り検査3円09銭、兵士迎え3件5円41銭6がつづく。そして耕地内の道普請と橋修繕の24件17円31銭があり、祭典費地租割38円01銭2や五か割3円72銭1がある。以上にその他を加えると計金239円77銭9厘となる。

これから同5年後半期過剰金3銭5厘と他町村（入作）地租への賦課金10円を差引いた229円74銭4厘を総地租2736円22銭に割ると、地租1円につき金8銭4厘強となる。他町村への賦課分は地租割の内の10円と祭典費への割入れ15円、計25円を、総地租502円93銭に割ると、地租1円につき金4銭9厘8毛弱、それに一般割を加えて二口 $\times$ 金13銭4厘となる。

後半期にも惣代給24円、小使給と報酬11円60銭、傳馬料・土地調査と台帳訂正・インク代・宮本代・総集会・帳簿検査・朱肉代28円24銭5厘などの耕地事務費があり、ついで軍服二着分をふくむ兵士送迎関係の9件35円68銭5、耕地内の道普請・橋修理の17件13円10銭、梓橋井戸補助費3円、前半期の割落5件96銭、祭典費地租割56円99銭6や五か割6円24銭15などがつづく。以上にその他を加えて計189円17銭7厘となる。

これから前半期過剰金2銭1厘と他町村地租賦課分10円を差引くと179円15銭6厘となり、総地租2736円22銭に割ると、地租1円につき金6銭5厘5毛弱となる。他町村への賦課分は地租割の内の10円と祭典費への割入れ15円、計25円を、総地租502円93銭に割ると、地租1円につき金4銭9厘8毛弱、それに一般割を加えて二口〆金11銭5厘3毛となる。

表8-1 社務所建築寄付

	耕地	入作	計
～ 1	54	6	60
～ 2	32	18	50
～ 3	29	1	30
～ 5	36	4	40
～ 10	28	2	30
～ 20	16		16
～ 25	3	1	4
30			
40	1		1
50			
55			
戸数・計	199	32	231
総額・円	731	70.0	801.1

表8-2 社務所瓦葺寄付

	耕地	入作	計
～ 1	61	4	65
～ 2	44	24	68
～ 3	18		18
～ 5	21	1	22
～ 10	26	3	29
～ 20	10		10
～ 25	1	1	2
30	1		1
40	1		1
50	1		1
55	1		1
戸数・計	185	33	218
総額・円	678	69.0	747.1

表8-3 神苑寄付

円	耕地
～ 1	39
～ 2	64
～ 3	28
～ 5	35
～ 10	28
～ 20	7
戸数・計	201
総額・円	537.45

表8-4 端石寄付

円	耕地
0.8	43
1.6	2
戸数・計	45
総額・円	37.6

表8-1から表8-4まで「大正六年九月 神苑及社務所瓦葺寄付者芳名録」による。

神苑・社務所建築について 「大正六年九月 神苑及禁札社務所瓦葺寄付者芳名録」には、神苑、社務所建築、同瓦葺および端石の寄付者名と寄付額が記載さ

れる。このうち神苑と端石寄付は耕地のみに限られていた。

入作寄付者は耕地地籍に水田を所有するもので、それぞれの地租割賦課額に相応する額を寄付しているようである。社務所の建築と瓦葺とともに寄付額20円のものも最多額の地租割を納入するものであった。

耕地の寄付者のなかで同年前半期の「収入原簿」に登録されていないものが、社務所建築に18戸、同瓦葺に11戸、神苑に12戸あった。これらは分家予定、出寄留、隠居などであるかもしれない。さらに、梓橋町の登録者が69戸と推定されるが、それぞれ社務所建築に45戸、瓦葺に30戸、神苑に42戸、端石に1戸が芳名録に登録されていた。これは梓橋町の現住戸の相当数が真々部の「住民」であると承認されたことを示すものだろう。

7. 大正7年から8年度の耕地の生活（財政）について

大正7年度の耕地の生活はどのように展開したのか。

祭典費 前半期に国祭七回分、報告祭、雨乞いなどの8円02銭、氏子惣代改選と引継9円67銭、境内の植林、神武天皇遙拝場改築、神苑手入と池土払い、禁札拝殿と社務所屋根修繕瓦代、土用干しなどの15円60銭がある。さらに収入支出計算書作成、予算編成、村役場内会計検査、同六年収入支出内訳書調整、領収証作成などの9円81銭、郡長と社寺掛出張の際の2円50銭、社掌給料と宮番給料の18円が続き、その他を合わせて計72円50銭となった。これから同6年後半期の過剰金12銭を差引き、その6分の戸数割分が43円50銭、これを戸数183に割ると、祭典戸数割1戸分23銭8厘、後述の通常戸数割1戸分5銭7厘4の二口÷29銭5厘4が1戸分、14銭7厘7が半戸分となった。

後半期にはおもに例祭の営みがある。人形頭毛髪代、船修繕、マニラ麻縄10間4貫目、燈籠修繕と新調、船用竹代と注連縄代、蠟燭代、生徒賞与の鉛筆代、例祭の節の供物料と賄費、補助神官4人への謝儀、傳馬料などの78円26銭8、祭典費共親社請負金110円がそれである。ついで風祭り酒代などの22円66銭4、友軍全勝健全祈祷、五穀豊穡祈祷、入営兵士被服授与などの臨時祭の供物その他の7円50銭、神嘗祭・天長節の二回の国祭りの供物と傳馬料3円20銭がある。そして宮繕関係の畳表取替と裏返し10円05銭、水溜り築堤用唐松30本、神苑泉土上げ、舞

台倉修繕などの18円30銭、5灯の電灯料9月～12月 5 円70銭と電灯架設の不足金2 円16銭がある。さらに神官給料と報酬18円50銭と宮番給料2円とその他を加えて 計304円54銭2となった。

以上から神社の財産収入90円30銭を差し引くと214円24銭2となり、うち戸数割 分が6分の128円54銭52となり、さらに他町村入作者へ賦課する傳馬料を引くと11 3円54銭52となる。これを戸数183で割ると祭典戸数割1戸分が73銭、半戸分が36 銭5厘となる。

後半期の特記するものに電灯架設費がある。会社寄付金80円をはじめとする10 件の支出があり、計112円28銭となったが、神苑残金預金元利合計110円12銭をあ て、2円16銭の不足とされた。

通常戸数割 前半期には小使給料6分の内2分の4円20銭、衛生費5分の2円50銭、 3件の傳馬料1円78銭、清潔法施行の際警察署長その他駐在所役場出張の際2円15 銭などの計10円63銭とある。これから同6年後半期の過剰金12銭5厘を差引いた10 円50銭5厘を戸数183に割ると、1戸分5銭7厘4となる。

後半期にはトラホーム検診の際の酒肴料、傳馬料、礼金などの3円、軍服一着 分の内5分の4円12銭5厘、樞原神宮寄付金の5分の5円50銭などがあり、これに小 使給料、衛生費5分、傳馬料などを加えて計20円72銭5厘となる。それを本戸数19 0に割ると1戸分11銭、半戸分が5銭5厘となる。

総地租割 前半期には96件の事項がある。このうち36件は耕地内の道路と橋の 修理の44円38銭、とくに橋は「暗橋諸木及大工及釘のゞ」とある。

つぎに4月2日畔草焼きの際の青年会長・農会議員の集会の1円75銭、野鼠駆除 用のチブス菌50個代、そば粉1石5斗代とその利子日歩3銭の計算、挽賃、米糠2斗 代、4月11日と12日の野鼠駆除のための郡役所・役場・駐在所出張の際の酒肴料、 青年会への傳馬と菓子代などの63円57銭7があり、集会所修繕、ランプホヤ、布 団縮一反代などの4円76銭、事務用品10円64銭などがつく。

そして土地調査・台帳訂正の10円05銭、中央報徳会寄付3円99銭9、兵士送りの 際の酒代など3円48銭、初集会・総集会の酒肴料40円60銭、惣代引継と帳簿検査 の際の15円76銭5、祭典費の地租割分29円、惣代給料42円、小使給料と心付け20 円80銭などにその他をくわえると計328円27銭2厘となった。

以上から同6年度後半期の過剰金8銭3厘と他町村入作地租賦課金10円を差し引く

と317円46銭9厘となる。これを総地租2736円22銭に割ると地租1円につき金11銭7厘強となる。他町村への賦課分は地租割のうちの10円と祭典費割のうちの15円の計25円を総地租502円93銭に割ると地租1円につき金4銭9厘3毛弱となる。これに一般割の11銭7厘の二口ノ金16銭6厘8毛となった。なお、総地租にしめる他町村入作分は18.4%弱であった。

後半期には65件の事項がある。まず、軍服一着のうち5分の4円12銭5、兵士である岩田・古川・中西の送迎諸費用の21円84銭があり、道路と橋の修理費36円61銭、蝗取と威銃の札・天気予報揚卸42回分・鉄砲8挺への謝礼・火薬買付・鳥追いの傳馬などの8円20銭、前半期の野火焼の際の青年会への礼金割落ちの10円、土地調査費・部落有財産費・帳簿検査の際の酒肴料・耕地総集會などの17円75銭がつづく。

さらに甲種農学校問題1円75銭・「高山りや」悔料20円・祭典費地租割分85円69銭68・割後の予算3円があり、惣代給料と報酬の58円、小使給料11円20銭などにその他を加えて、計318円35銭68となった。

以上から前半期の過剰金2銭と他町村入作地租賦課金10円を差引くと308円33銭68となり、これを総地租2736円22銭に割ると地租1円につき金11銭3厘となる。他町村への賦課分は地租割のうちの10円と祭典費割のうちの15円の計25円を総地租502円93銭に割ると地租1円につき金4銭9厘3毛弱となる。これに一般割の11銭3厘の二口ノ金16銭2厘8毛となった。

さて、同8年度の耕地の生活はどのように展開したのか。

祭典費 前半期には36件の事項がある。まず、祈年祭・国祭7回・斎田地鎮祭など13円40銭、ついで収入支出計算出帳作成、予算編成、所有財産調査提出、同7年対収入支出内訳書調整などの文書作成と提出と諸税など10円27銭があり、神苑土揚、屋根瓦差替え、拝殿社務所屋根掃除、雀穴詰め、境内植林など施設維持の51円61銭5となる。なかでも雀穴詰めは6項目25円40銭である。電灯10燭3個7月分、電球断線6個破壊2個などの12円20銭、社掌給料15円、宮番給料3円、その他を加えて計128円13銭5厘となる。

これから同7年後半期の過剰金49銭9厘を差引くと127円63銭6厘となり、その戸数割分76円88銭1厘である。それを戸数209戸で割れば1戸につき金36銭8厘強となり、後述の通常戸数割1戸につき金46銭3厘と合わせると二口ノ83銭1厘であった。

後半期には45件の事項がある。まず、例祭の共親社への祭典費・余興費210円、傳馬、薪、舞台修繕、燈籠修繕新調、苧麻縄、注連縄、蠟燭、生徒賞与の手帳70と鉛筆6ダース、夜供物・炭・茶・菓子・賄・立石楼より賄・食事飯代・補助神官謝儀・臨時灯取付料など110円60銭6、風祭り35円24銭、大祭新嘗祭4円、神官給料22円50銭などに350円の借入金（9月24日から同9年1月10日まで）利子10円58銭4厘にその他を加えて計478円43銭となる。

これから財産収入を差引くと363円15銭9厘となり、戸数割分が217円89銭54であり、さらに他町村（入作）への賦課15円を差引くと202円89銭54となる。それを前半期より1戸多い210戸で割ると1戸につき金96銭7厘となり、後述の通常戸数割金13銭2厘の二口ベ金1円09銭9厘となった。

通常戸数割 前半期には10件の事項がある。小使給料9円60銭、衛生費5分2円50銭のほかに人口調査の際役場よりの出張の際の賄など5円30銭、種痘検診と清潔法検査の際の6円50銭、北沢山林組合費156戸分42円39銭、駐在所建築費176円89銭のうちの2分35円37銭8厘などで、計101円66銭8厘となり、それを220戸で割ると1戸につき46銭3厘となる。

後半期には8件の事項がある。小使給料6円40銭、衛生費5分の2円50銭、軍服3着分のうちの5分の13円05銭のほかに手塚嘉雄チブスの際の諸費用6円22銭5厘などで、計28円97銭5厘となり、それを220戸で割ると1戸につき金13銭2厘となる。この年度には人口調査、北沢山林組合費、駐在所建設、住民のチブス罹患などの出来事があった。人口調査は大正9年10月1日現在の第一回国勢調査の予備調査かもしれない。

8. 大正9年度の耕地の生活（財政）について

総地租割 「総地租賦課帳」を通じて耕地の生活（財政）をみてゆく。この年度の前半期には、まず野鼠駆除の11件、薬品代58円80銭、そば粉1石2斗代36円をはじめとし107円01銭、西シベリヤ出征兵士5名の慰問金、入営兵士の送迎など兵事関係の14件50円14銭、隣接する立石集落の大火により下田市三郎家の類焼関連の33円04銭がある。例年の耕地内の道普請・橋修理、土地調査人改選と引継、道路図面調整、土地調査をはじめとし18件63円39銭、連絡のための傳馬10件5円15

銭、初集会17円70銭5、帳簿検査の際の酒肴料8円14銭、惣代給料90円、小使給料48円、非人追立木3円25銭、事務用品8円32銭、その他を加えて545円24銭7厘となった。

この4月30日に集会場へ電気が引き込まれた。耕地は資材のほとんどを耕地内の店舗から購入したが、事務用品が松本の店舗から購入している。

以上から同8年後半期過剰金と他町村への賦課を差引くと535円12銭4厘である。これを総地租金2736円22銭に割ると地租金1円につき金19銭5厘6毛強となる。他町村賦課は地租割の分10円と祭典費割の分15円の計25円がある。これを他町村総地租金502円93銭に割ると、地租金1円につき金4銭9厘8毛弱となり、二口ノ金24銭5厘4毛となる。

後半期には63件、計475円96銭である。道普請と橋修理の15件79円50銭、ついで兵士の帰郷6件8円67銭、軍服一着代の内5分5円、兵士の入営5件9円67銭などの兵事関係、檀原神宮寄付金11円、土地調査3件16円02銭、事務用品15円72銭、威銃手入れと火薬買入利子10円52銭、惣代給料60円と小使い給料32円、国勢調査関係9円80銭などにその他となる。

兵士1人の送迎の旗に天竺1丈、旗竿1本、ウコン6尺、墨汁、旗持ち、傳馬1人などが用意され、事務用品に万年筆3本が含まれた。そして祭典費の4分が前半期48円17銭2厘と後半期196円30銭8厘、計244円48銭となり、祭典費は総額611円20銭と推定される。

以上から前半期の過剰金と他町村への賦課を差引くと475円96銭となる。これを総地租金2736円22銭に割ると地租金1円につき金17銭02毛となる。他町村賦課は地租割分10円と祭典費割分15円の計25円で、これを他町村総地租金502円93銭に割ると、地租金1円につき金4銭9厘8毛弱、二口ノ金21銭9厘となる。

神楽殿新築 真々部諏訪神社の施設は神楽殿の新築によって整ったと言われている。大正9年1月18日の氏子集会が共親社への祭典囑託に要する費用を150円とし、ついで神楽殿建設委員24名を選出した。その後、寄付金額を4897円50銭とし、金銭出納1名、帳簿取扱2名、建築委員8名などが選出された。

同月13日の新築委員集会が寄付神木調査を、同月19日の委員会が神楽殿新築のための瓦・小板屋根・石材石工・大工料・地業の諸作業の入札、同月29日に契約と3月から8月15日まで作業日程を決定した。その後さまざまの経過をへて9月21

日に落成することとなった（「大正九年一月 神楽殿新築決議録 真々部氏子」）。

表9 神楽殿新築寄付額階層別戸数 表10 登録戸数、寄付戸数、祭典費賦課戸数など

寄付額	耕地	その他	計
1～8円	26	8	34
10	19	5	24
12～14	17	1	18
15	16	2	18
17		1	1
18	1		1
20	8		8
22	1		1
25	11	1	12
30	10	1	11
33	1		1
35	2		2
40	4		4
45	1		1
50	4	1	5
55	1	1	2
60	2		2
70	1		1
100	1		1
110	1		1
120	1		1
150	1		1
計	129	21	150
寄付額	2787.5	309.0	3096.5

	収納原簿 登録	新築寄付		戸数割 祭典費
		神楽殿	役 場	
上真々部	13	2	9	12
梓 橋	52	5	40	52
中 村	42	33	41	39
殿 村	58	46		47
町通り 1	46	37		44
田 中	6	4		5
町通り 2	11			
入寄留	10	2		8
その他		21		
計	238	150	112	207

表9は「大正九年一月 神楽殿新築寄付帳 中村町 殿村 真々部」による。

表10 の登録戸数と戸別割祭典費は「大正九年前半期 収納原簿」、神楽殿寄付は前掲文書、役場寄付は「大正九年役場建設寄付帳 真々部梓橋 上真々部 中村 中」による。

資金調達には中村、町、殿村などの三集落ごとの寄付帳を用意し、冒頭に新築予算書総予算額3500円也とし、うち1000円也を他町村寄付額、差引2500円也を目標とし、建設委員など25名とそれぞれの寄付額をあげる。表 9はそれを整理したものである。建設委員のほとんどが寄付額30～150円の30戸から選出され、すべて地租割と水利費を賦課されている。その他としたものは耕地との関わりがあまりでないものである。

表10は神楽殿新築寄付戸数の集落別分布をしめした。これによると、中村、殿

村、町通り1にその寄付戸数が集中しているが、町通り2は皆無である。戸別割には祭典費と通常費とがあり、祭典費の賦課がないのが町通り2の11戸である。ここでも中村、殿村、町通り1、田中などは祭典費賦課戸数と神楽殿新築寄付戸数が比例しているが、上真々部、梓橋などは両者に関わりがみられない。同年度に高家村役場建設の寄付がなされたが、梓橋、上真々部、中村などの部分のみを参照すれば、登録戸数、祭典費賦課戸数および役場建設寄付戸数の間の整合性が高いとみられる。

以上から見て、真々部諏訪神社の祭祀は、耕地住民を神楽殿寄付にみられる氏子圏、祭典費賦課の氏子圏、さらに氏子圏から排除されるものの三つの圏からなるとみてよいのではないか。

農家小組合 「大正九年度 米作改良組合書類入 真々部聯合組合」には、肥料販売に関わる三店舗（松本市2店、明盛村1店）から農事実行組合長 小笠原孫市宛の三通のはがき、松本市の日本人造肥料会社安筑代理店からの21種類ヤマ小商店からの5種類の松本駅渡しの価格一覧などがあり、肥料の共同購入の便が用意されていた。

表11 登録、祭典費、地租割と水利費賦課戸数と更生組戸数

	登録 戸数	賦課戸数			更生組
		祭典費	地租割	水利費	
上真々部	13	12	11	10	6
梓 橋	52	52	14	7	5
中 村	42	39	36	33	28
殿 村	58	47	48	38	30
町通り 1	46	44	37	32	13
田 中	6	5	4	4	4
町通り 2	11		7	3	
入寄留	10	8	4	3	
不 明					11
計	238	207	161	130	97

登録、祭典費、地租割、水利費賦課の戸数は「大正九年度前半期収納原簿」による。更生組は「大正九年度米作組合書類入 真々部」による。

つぎに1号から20号の更生組長名があり、耕地全体に更生組が組織されていたが、それらが1号から9号までに再編されている。各集落の更生組参加戸数と耕地費賦課戸数との関わり的一面を見たのが表11である。1号から9号までに再編された97戸のうち上真々部から町通り2の7か集落と入寄留への帰属が明らかでないものが11戸ある。そこで帰属があきらかな86戸を観ると、各戸は、それぞれ祭典費、地租割および水利費が賦課されており、同時に神楽殿寄付にも応じている。したがって、これらの86戸をふくむ97戸が耕地のおもな構成員とみてよいかもしれない。

さらに、大正7～9年度前後の農家小組合の活動は更生組、米作改良組合、養蚕組合などをふくみ、肥料の共同購入、養蚕組合奨励金交付、稲作の三本植・二本植・普通植の試作、威銃などに及んでいる。これらの事業のなかに、各戸に一定の担保物件や連帯保証を要するものがあったかもしれない。

このようにみると、上真々部、中村、殿村、田中などは登録戸数の半数あるいは過半数が耕地のおもな構成員であり、農業、特に稲作に従事する耕作地主や自作農をもつ集落とみられる。他方、駅前市街である梓橋は非農家を主な構成員とする集落、旧糸魚川街道の沿う町通り1は非農家および兼業農家である職人、雇人、小自営業者などによって構成される集落、そして町通り2は祭典費が賦課されていない集落となる。

地租額階層別戸数 戸数割の比率が漸増しているが、地租割が協議費に占める割合は前半期には68.1%、後半期には53.2%（表4）であり、以前として耕地地籍に土地を所有する諸戸が財政の主な担い手であるとみてよい。そこで前半期の地租割から地租額を推計して階層別戸数をしめたのが表12である。

協議費にしめる地租割の割合は前半期の68.1%と後半期53.2%であり、明治44年の前半期81.3%と後半期82.1%に比べると大幅に縮小している。他方、戸数割のそれは前半期28.4%であるが、後半期は43.7%となっている（表4）。なお、戸数割は祭典費と通常戸数割ともに、賦課が本戸のみとなっており、大正8年度以降この方式が大正15年まで維持されているようである。しかし、地租割の賦課が各戸にとっての地位に深く関連しているので、表12を掲げたのである。

耕地内の地租割賦課は明治44年度前半期の143戸から大正9年度前半期の161戸へと18戸増加し、無賦課戸数も70戸から77戸へと7戸増加した。推定地租額10銭

未満の3戸、1円未満の11戸、5円未満の14戸および7.5円未満の1戸、計29戸は水利費を賦課されていないが、7.5円以上の82戸はすべてが水利費を賦課されていた。耕地内の推計地租額最高の163円余の1戸は耕作していたが貸付地主の性格をもち、入作の199円余の1戸は高家村内および南安曇郡内の有力地主であった。

表12 推計地租額階層別戸数
大正9年度前半期

	耕地	入作	計
10銭未満	3	1	4
～ 1円	16		16
～ 5円	42	8	50
～ 7.5	18	4	22
～ 10	16	6	22
～ 20	28	7	35
～ 30	19	7	26
～ 40	8		8
～ 50	3	1	4
～ 60	5		5
～ 70	1		1
～ 80			
～ 90		1	1
～ 100	1		1
～ 170	1		1
～ 200		1	
計	161	36	197
総地租額・銭	226566.5	68742.1	295308.6
同上平均	1407.3	1908.7	
最高	16344.6	19935.6	19935.6
最小	0.5	0.3	0.3
無賦課戸数	77		

「収納原簿」および「総地租賦課帳」により推計した。

まとめにかえて

日露戦争後の我が国は、内外にさまざまな難問を抱えており、政府主導の「地方改良運動」が行われていた。その成果があげられていないうちに、第一次世界大戦に巻き込まれるなかで、南安曇郡高家村真々部耕地がいかに生活（財政）を営んできたか。以下に、既報の拙論との重複を省き、そのなかで見出したいくつ

かを挙げてみた。

この時期に耕地内の無格社以上を統合した村社諏訪神社の整備・充実をおもに耕地内の氏子有志の寄付によって進めた。それが大正6年の社務所の建築、神苑の整備、同9年の神楽殿の新築などである。そして、神社の基本財産の充実を着々と進めた。

つぎに、祭典費は従来通り町通り2の各戸に賦課されなかったが、同7年度までの賦課の本戸・半戸の区分がなくなり、同8年度以降氏子各戸のすべてが本戸とされるようになった。そして通常戸数割も耕地全戸が本戸として賦課されたのである。これはある意味では住民各戸の「地位の平等化」を象徴するものであろう。

第三に、地租割は協議費のおもな財源であるが、同6年度以降の前半期と後半期には53.2～74.8%を占めていたのにたいして、戸数割が17.9～43.7%を占めるようになった。なお、同5年1月12日「大地主集会」の内容を知ることができないのであるが、以上の推移に関わりがあるかもしれない。とくに同9年後半期の割合は戸数割43.7%と地租割53.2%であった。

第四に、農家小組合の諸活動がある。同7～9年度前後には更生組、米作改良組合、養蚕組合などの活動があり、中村、殿村および田中の多くの農家がおもなでない手であった。そして青年がそれらへの参加がなされていた。

第五に、部落有財産の整理によって巾下の開発が進み、共有地の分割と水田化が広まるとともに、梓橋町への移住が増加する。これは梓川の水防のための五箇組合の活動にもかかわってくる。耕地は、この活動のために、梓橋町の住民の参加を求めるようになり、明治36年前後より大正6年度まで、巾下の土地所有者には「巾下地価割と面割」、住民の相当戸に「巾下面割」を賦課している。

第六に梓橋町である。今日でも古老は町という「耕地では梓橋町さ」である。明治23年に梓川に架橋され新糸魚川街道が開通し、耕地内外からの移住戸が増え、同27年に有明講の神灯が建てられ、同33年に梓橋銀行が設置された。その後同34年に梓橋講中が道祖神を建立した。ついで大正4年に信濃鉄道の北松本―豊科間が開通し、梓橋駅が設置された。これを契機として駅前集落として展開することとなった。

生活用水確保のため個々の地主の水利権への依存から、梓橋町が同5年に呑堰から簡易水道を引入れ4か所の貯水槽に配水し、その住民がこれを利用するよう

になった。簡易水道に不便が生じて以降、梓橋町が中萱堰から分水し支堰を設けて各戸の生活用水を確保するようになった。⁽⁵⁾

あとがき

本稿は「真々部区有文書」の閲覧を許された真々部区、とくに区長であった丸山忠志、吉原貞夫、田村浩の諸氏のご配慮によるところがきわめて大きい。これらの諸氏および「真々部歴史同好会」の諸兄姉、会長の本山正、手塚真の両氏は貴重なご助言を惜しむことがなかった。さらに当地の「ハネオヤ」を勤めてくださった臼井国明ご夫妻がおられる。来住以来日浅い小生にとってどれほど強力な援護であったか、計り知れない。末筆ではあるが心から感謝したい。

注

- (1) 高橋明善氏のご指摘とご助言に負う。
- (2) 真々部区誌編纂委員会；『真々部区誌』 平成22年 p 63～103。
- (3) 長野県；『長野県史 通史編 第八巻 近代二』 平成元年 p 14～22、p 114～136。
- (4) 本稿での資料はとくに断らないかぎり「真々部区有文書」である。
- (5) 前掲、真々部区誌 p 116～121、122～124。

参考文献

- ・長野県；『長野県史 通史編 第七巻 近代 一』 昭和63年。
- ・長野県；『長野県史 通史編 第八巻 近代二』 平成元年。
- ・豊科町誌編纂委員会；『豊科町誌 近現代編』 平成9年。
- ・真々部区誌編纂委員会；『真々部区誌』 平成22年。
- ・黒崎八洲次良；明治大正期の大字集落における産土神社の歩みについて 平成26年7月 『信濃』第66巻 第7号。
- ・黒崎八洲次良；「区有文書」からみた明治10年前後の大字集落の生活（財政）について 2015年1月 四国学院大学 『論集』 145号。

「区有文書」からみた第一次世界大戦前後の耕地の生活（財政）について（黒崎 八洲次良）

- 黒崎八洲次良；「区有文書」からみた三新法下の大字集落の生活（財政）について 2015年9月 四国学院大学 『論集』 147号。
- 黒崎八洲次良；「区有文書」からみた日清戦争前後の耕地（大字集落）の生活（財政）について 2017年2月 四国学院大学 『論集』 150号。
- 黒崎八洲次良；「区有文書」からみた日露戦争前後の耕地（大字集落）の生活（財政）について 2017年6月 四国学院大学 『論集』 150号。